

(1) 西多摩地域の地域間幹線バスの概要

1) 5系統のこれまでの支援概要

○西多摩地域の5系統については、これまで東京都が「生活交通確保維持計画」を策定し、国と都で運行支援を実施



- ①丹波線 奥多摩駅～丹波山村役場
- ②小菅線 奥多摩駅～小菅の湯
- ③鴨沢西線 奥多摩駅～鴨沢西
- ④数馬線 武蔵五日市駅～数馬
- ⑤藤倉線 武蔵五日市駅～藤倉

・補助スキーム: 経常費用から経常収益を除いた額(=欠損額)について、国と都が1/2ずつ負担。

(国・都の補助上限9/20を超える欠損額については、地元市町村が負担)

・国: 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

・都: 東京都バス運行対策費補助金

【欠損額が経常費用の9/20以内の場合】



【欠損額が経常費用の9/20超の場合】



1. 法定計画策定に向けた手順

(1) 西多摩地域の地域間幹線バスの概要

2) 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化

- ・ 公的負担で確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、国は、活性化再生法の改正に合わせ、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けを補助要件化**(計画制度と補助制度の連動化)
- ・ **令和7事業年度(令和6年10月)以降、国補助を受けるためには地域公共交通計画の策定が必須**となり、この機会に西多摩地域において公共交通の目指す姿を共有すべく、地域公共交通活性化協議会を設置

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (~令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度~)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	

1. 法定計画策定に向けた手順

(2) 協議会の進め方

(建付け)

- 「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」と「奥多摩地域公共交通活性化協議会」の2本立てで法定協議会を構成
- 東京都(地域公共交通担当)と、市町村各担当が共同事務局

(開催方法)

- Web会議システムを利用したオンライン会議及びサテライト会場のハイブリッド形式での開催を基本
- 協議内容によっては、両協議会の合同開催

(根拠法令)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条第1項)に基づく、地域公共交通計画作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会として設置

(その他)

- 協議会の下部組織として、準備会(行政、西東京バス等の交通事業者)を設置。実務的な検討を進める

1. 法定計画策定に向けた手順

(3) 策定する計画・計画区域について

<策定する計画>

「あきる野・檜原地域協議会」と「奥多摩地域協議会」それぞれで計画を策定

<計画の区域>

●あきる野・檜原地域:

あきる野市五日市地域、小宮・戸倉地域
(あきる野市都市計画マスタープランを基に設定)
檜原村全域

●奥多摩地域:

氷川地区、小河内地区
(第5期奥多摩町長期総合計画の区域を基に設定)



1. 法定計画策定に向けた手順

(4) 今後の進め方(案)

活性化協議会	
R4年度	【第1回】2月13日: 協議会立上げ、現状整理、計画の方向性確認
R5年度	【第2回】7月21日: 計画の基本的方針、目標、施策
	【第3回】10月13日: 計画素案(骨子)
	【第4回】12月18日: 計画(案)
パブコメ実施(1月ごろ)	
今回	【第5回】3月25日: パブコメ反映、計画策定
R6年度以降 ※回数が必要に応じて 変更	【第1回】6月ごろ: 計画認定申請、事業評価 【第2回】1月ごろ: 進捗状況確認、事業評価 等

準備会を随時開催、調整を実施

(1) 地域公共交通計画の概要

○地域公共交通計画は、

- ・地域の移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者等や住民などの関係者と協議しながら作成する計画。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割を果たす。
- ・「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成する。

○地域公共交通計画においては、

- ・既存公共交通を最大限活用した上で、必要に応じて福祉輸送等の送迎サービス、物流サービスなど、地域の多様な輸送資源を活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保する。
- ・最新技術を活用して生産性を向上しつつ、外国人旅行者も含めた幅広い利用者が使いやすいサービスが提供されることが必要。



資料) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省)

2. 法定計画の構成案

(2) 標準的な地域公共交通計画の章構成

章	項目	内容	
はじめに	・計画作成の趣旨 ・計画の区域 ・計画の期間	交通圏に基づく計画区域の設定 原則5年程度	第1回協議会
1. 地域の現状等	・地勢・地理 ・社会状況・経済状況	地勢・地理、社会・経済状況の整理	
2. 上位・関連計画の整理	・総合計画 ・都市計画マスタープラン ・立地適正化計画 ・観光圏整備計画 ・その他の関連計画	東京都、奥多摩町、あきる野市、 檜原村等の上位・関連計画を整理	
3. 地域旅客運送サービスの現状等	・地域旅客運送サービスの整備状況 ・地域旅客運送サービスの利用状況、 利用者の意向等	地域の移動に関する統計情報 現状の運行計画等に関する情報 利用者の意向(アンケート調査) 等	
4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理	・地域旅客運送サービスの役割 ・地域旅客運送サービスの課題整理	位置づけ、役割の整理(法の趣旨を踏まえ、 地域全体の中での位置づけを明確化) 上位計画、データ分析より課題を整理	第2回協議会
5. 基本的な方針		地域の将来像と公共交通の役割の明確化、 取組の方向性	
6. 計画の目標		計画期間内に達成すべき目標と 目標値の設定	
7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画		具体的な事業及びその実施主体 国費等の活用に係る計画	第3回協議会
8. 計画の達成状況の評価		達成状況の評価計画、 評価に基づく見直し方針	

第4回協議会: 計画(案)について協議

第5回協議会: 計画策定について協議